

意見書案第1号

意見書案について

別紙の意見書案、「精神障がい者に他の障がい者と同等の交通運賃割引制度の適用を求める意見書」を議決されたく会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成28年3月24日提出

加西市議会議長 三宅 利弘 様

提出者 建設経済厚生常任委員長 長田 謙一

精神障がい者に他の障がい者と同等の 交通運賃割引制度の適用を求める意見書

2014年1月に批准された障害者権利条約第20条では、「障害者自身が、自ら選択する方法で、自ら選択する時に、かつ、負担しやすい費用で移動することを容易にすること」と定められており、また、2016年4月には、国の行政機関や地方公共団体等及び民間事業者による「障害を理由とする差別」を禁止することを定めた障害者差別解消法が施行される。

障がい者の交通利用権を保障する上で、公共交通機関が果たす役割は不可欠なものであるが、障害者基本法では、精神障がい者は身体障がい者や知的障がい者と同じ位置付けであるのにも関わらず、現状では多くの鉄道事業者及びバス事業者において、身体障がい者及び知的障がい者に適用されている交通運賃割引制度が精神障がい者には適用されていない。

全国精神保健福祉会連合会が、精神障がい者本人に実施したアンケート調査では、本人の平均年齢は45.7歳、家族との同居は72.9%、1か月の平均収入は60,287円という結果であった。この結果が示すように、多くの精神障がい者の親の高齢化や収入の低さから、交通費は大きな負担となっており、作業所への通所を減らしたり、行きたいところへの外出を控えて我慢しているのが現実である。

よって、国におかれては、精神障がい者にも身体障がい者や知的障がい者と同等の交通運賃割引制度を適用することについて、鉄道事業者及びバス事業者に対して、理解や協力を求め、適切な措置を実施するよう働きかけることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月24日

兵庫県加西市議会